

郵便のユニバーサルサービスの 範囲及び水準について

郵便のユニバーサルサービスについて

■ ユニバーサルサービスとは

「国民生活に不可欠なサービスであって、誰もが利用可能な料金など適切な条件で、全国あまねく安定的な供給の確保を図るべきサービス」

(有斐閣「経済辞典」)

■ 郵便法の目的

「郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進すること」

(郵便法第1条)



■ 郵便事業株式会社に郵便サービスの提供を義務づけ

■ 郵便法令において提供すべき郵便サービスの範囲及び水準を規定

■ 我が国においては、郵便法に基づき郵便事業株式会社(郵便事業株式会社法に基づく特殊会社)に提供が義務づけられている「郵便の役務」がユニバーサルサービスの範囲と認識されている。

(郵便・信書便制度の見直しに関する調査研究会報告書)

郵便の範囲－法令の規定－

- 提供が義務づけられている「郵便の役務」の範囲については、郵政民営化の際に見直しが行われ、**荷物(小包)並びに特殊取扱のうち速達、代金引換及び年賀特別郵便は任意で行うサービスと整理**された。
- **荷物(小包)**は、宅配便事業者との競争上、郵便事業株式会社が全国サービスを実施しなくなることは想定しがたいこと等が任意サービスとする理由とされ、**特殊取扱**については、司法手続や行政手続として他の法令により制度化されているものなど社会経済活動に不可欠なものとして引き続き提供する必要性が高いものに限定された。

サービスの範囲				
対象サービス	【郵便法に基づき提供される郵便サービス】			
	○内国郵便			
		大きさ(注1)		重さ(注1)
		最大	最小	
	第一種郵便物(書状等)	長さ60cm 長さ+幅+厚さ=90cm	①円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、直径等3cm ②①以外 長さ14cm、幅9cm 上記より小さいものでも、6cm×12cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	4kg以下
	第三種郵便物(定期刊行物)			1kg以下
	第四種郵便物(盲人用点字等)			1kg以下 但し、点字郵便物等については3kg以下
第二種郵便物(郵便葉書)	—			
(注1) 大きさ又は重さの制限を超える郵便物についても郵便約款に定めれば取扱い可能				
(注2) 郵便葉書の規格は約款で規定 通常葉書の場合 最大15.4cm×10.7cm、最小14cm×9cm、重さ2g以上6g以下				
○国際郵便(通常(書状2kg以下、点字:7kg以下等)、小包30kg以下、EMS30kg以下)				
○郵便物の特殊取扱(義務的特殊取扱) 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達 (内容証明及び特別送達については郵便認証司による認証を行う)				

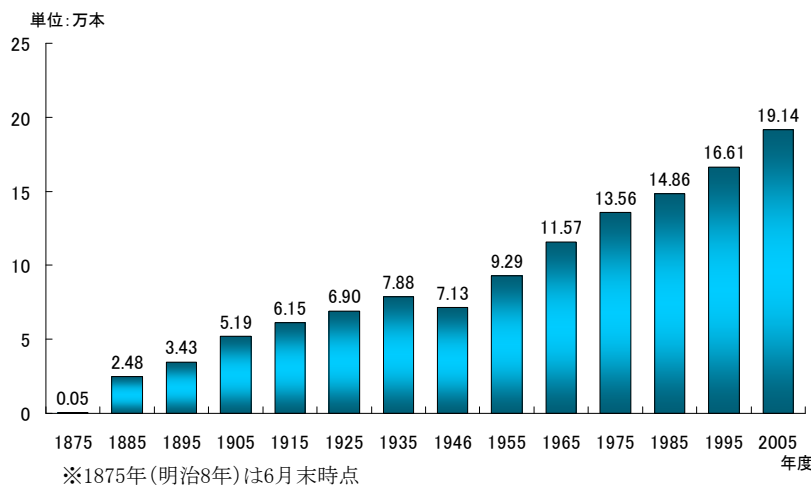
ユニバーサルサービスの水準－法令の規定－

	サービス水準
引 受	【随時かつ簡易な差出し方法として、ポスト(郵便差出箱)の設置】 ＜郵便法第70条、施行規則第30条(郵便業務管理規程の認可基準)＞ ・日本郵政公社法施行時(15年4月1日)のポスト数を維持(約18万本) ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	【郵便局の設置】 ＜郵便局株式会社法第5条、施行規則第2条1項～3項＞ ・(郵便局株式会社は)あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置すること
料 金	【全国均一料金でなるべく安い料金】 ＜郵便法第67条、施行規則第23条＞ ・郵便料金の事前届出制(第3種、第4種郵便物の料金は認可制) ・最軽量(25g以下)の場合については、80円以下の料金
配 達	【週6日 原則1日1回の配達】 ＜郵便法第70条、施行規則第30条＞ ・祝日及び1月2日を除き、月曜日から土曜日までの6日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと
	【(差出日の翌日から)原則3日以内に送達】 ＜郵便法第70条、施行規則第30条＞ ・以下の地域からの差出しの場合を除き、3日以内に送達 ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る) 2週間以内 ▶上記以外の離島 5日以内
	【全国あまねく戸別(あて所)配達】 ＜郵便法第70条、施行規則第30条＞ ・通常の方法により配達できない交通困難地※あての場合等を除き、郵便物をそのあて所に配達すること ※冬期の山小屋など、郵便事業株式会社が別に定める地域

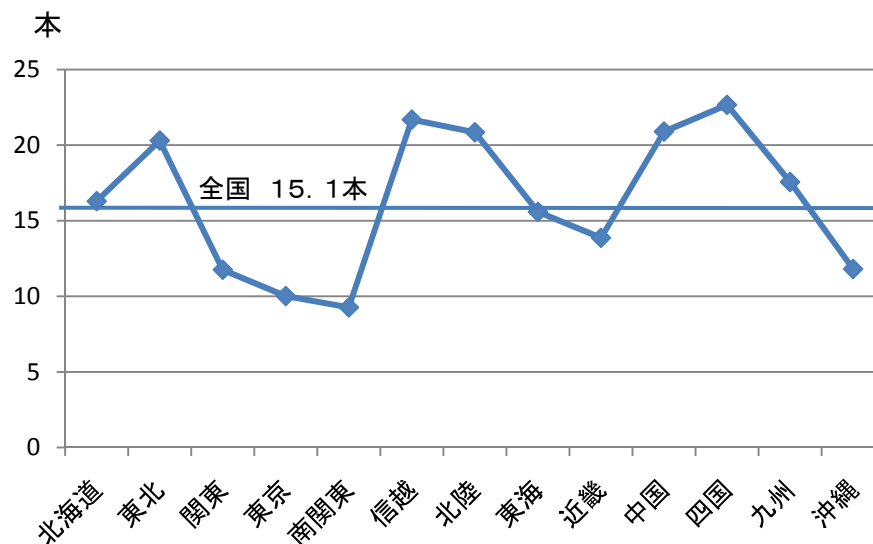
運用一【引受①】ポスの設置一

- ポスト(郵便差出箱)は、全国に約19万本設置されている。

ポスト設置数の推移

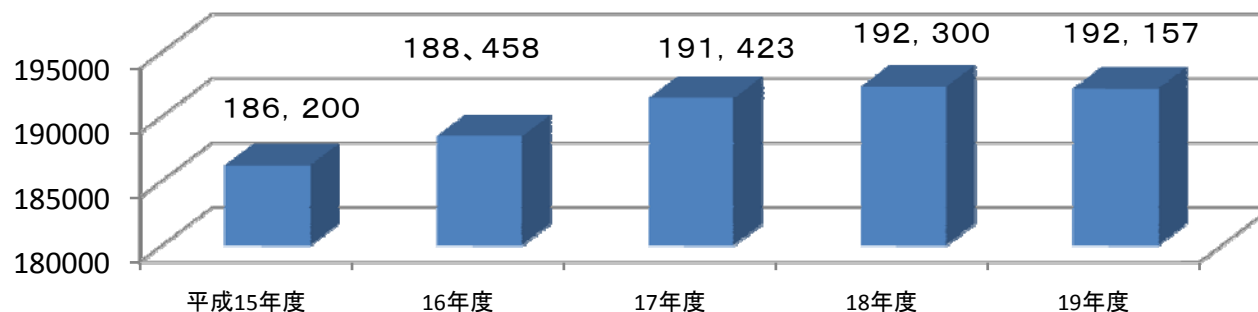


会社支社別1万人当たりポスト設置数(H18年度末)



最近の郵便ポスト設置数の推移

郵便ポスト設置数

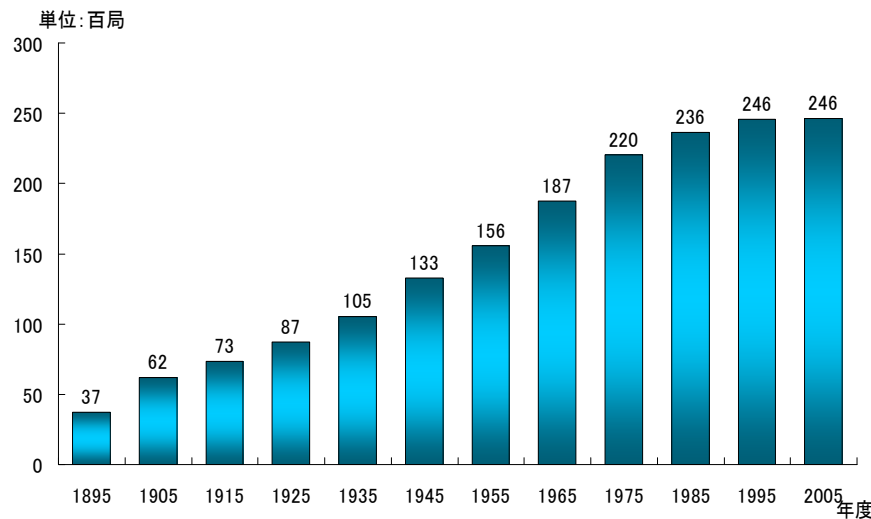


日本郵政グループ
ディスクロー
ジャー誌より

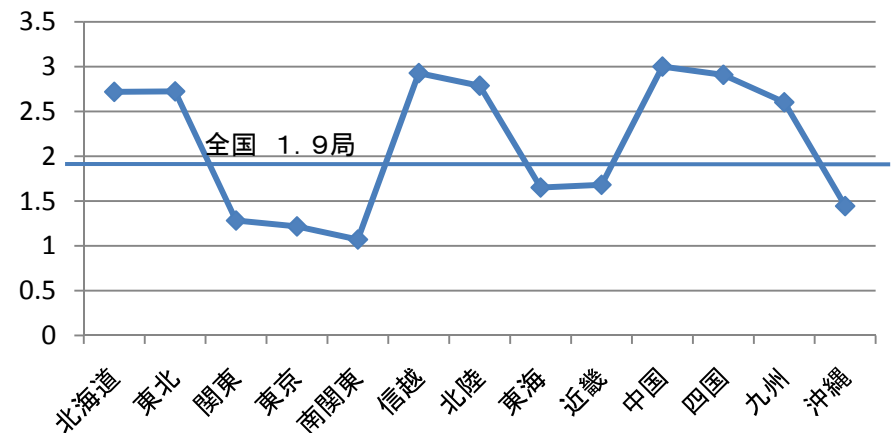
運用一【引受②】郵便局の設置一

郵便局の設置 主体(根拠法)	郵便局株式会社(郵便局株式会社法)	～参考:民営化以前～ 日本郵政公社(日本郵政公社法)
設置義務	「郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的」(郵便局株式会社法第1条)とし、「あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない」(同法第5条)	日本郵政公社は、郵便、郵便貯金、簡易生命保険等の業務を提供するため、「郵便局をあまねく全国に設置しなければならない。」(日本郵政公社法第20条)
設置基準	【郵便局株式会社法施行規則1項～3項】 ◆過疎地については、法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、①～③の基準により設置。 ◆過疎地以外については、①～③の基準により郵便局を設置。 ①地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること ②いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること ③交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。	【日本郵政公社法施行規則第2条】 ◆法の施行の際現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨として、①～③の基準により設置。 ①郵便・貯金・簡保等に対する地域住民の需要に適切に対応することができるよう設置されていること ②いずれの市町村(特別区を含む。)についても一以上の郵便局が設置されていること ③交通、地理その他の事情を勘案して地域住民が容易に利用することができる位置に設置されていること。

郵便局数の推移



会社支社別1万人当たり郵便局設置数(H20年度末)



(注) 郵便局には、一時閉鎖中の局を含む。

運用一【引受】郵便局の設置（２）一

平成19年度末の郵便局設置数

（平成20年3月31日現在）

	営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
	郵便局	分室			郵便局	分室			
全国計	20, 202	32	3, 859	24, 093	9	0	438	447	24, 540



簡易郵便局が閉鎖中の地域におけるサービス提供の取組

閉鎖中の簡易郵便局数	渉外社員の出張サービス実施か所数	移動郵便局によるサービス提供か所数
438	68	2

【参考】平成20年6月10日 衆議院総務委員会における西川参考人（日本郵政株式会社社長）答弁より

- 本年2月以降、5月末までに全国114か所で代替サービスを提供
 - ・渉外社員による出張サービス 111か所
 - ・直営郵便局分室の暫定的な開設 1か所
 - ・移動郵便局の試行 2か所
- 簡易局手数料の固定部分の引き上げ（約4割）、取扱い手数料の大幅な見直し
- 受託者の初期投資軽減のための施設転貸制度の創設
- 一部閉鎖局の再開に向けた受託者の確保（5月末時点で受託希望者のある局約140局、うち既に手続きを進めている局約50局）

【料金①】郵便料金について

料金規制

- 郵便料金は事前届出制（ただし、第三種、第四種郵便の料金は認可制）
（郵便法第67条第1項、第3項）

全国均一料金

- 第一種郵便物（書状等）及び第二種郵便物（はがき）については、料金届出の要件として、また、第三種及び第四種郵便物については、料金認可の要件として、全国均一料金が担保されている。
（郵便法第67条第2項第2号及び第4項第1号）

なるべく安い料金

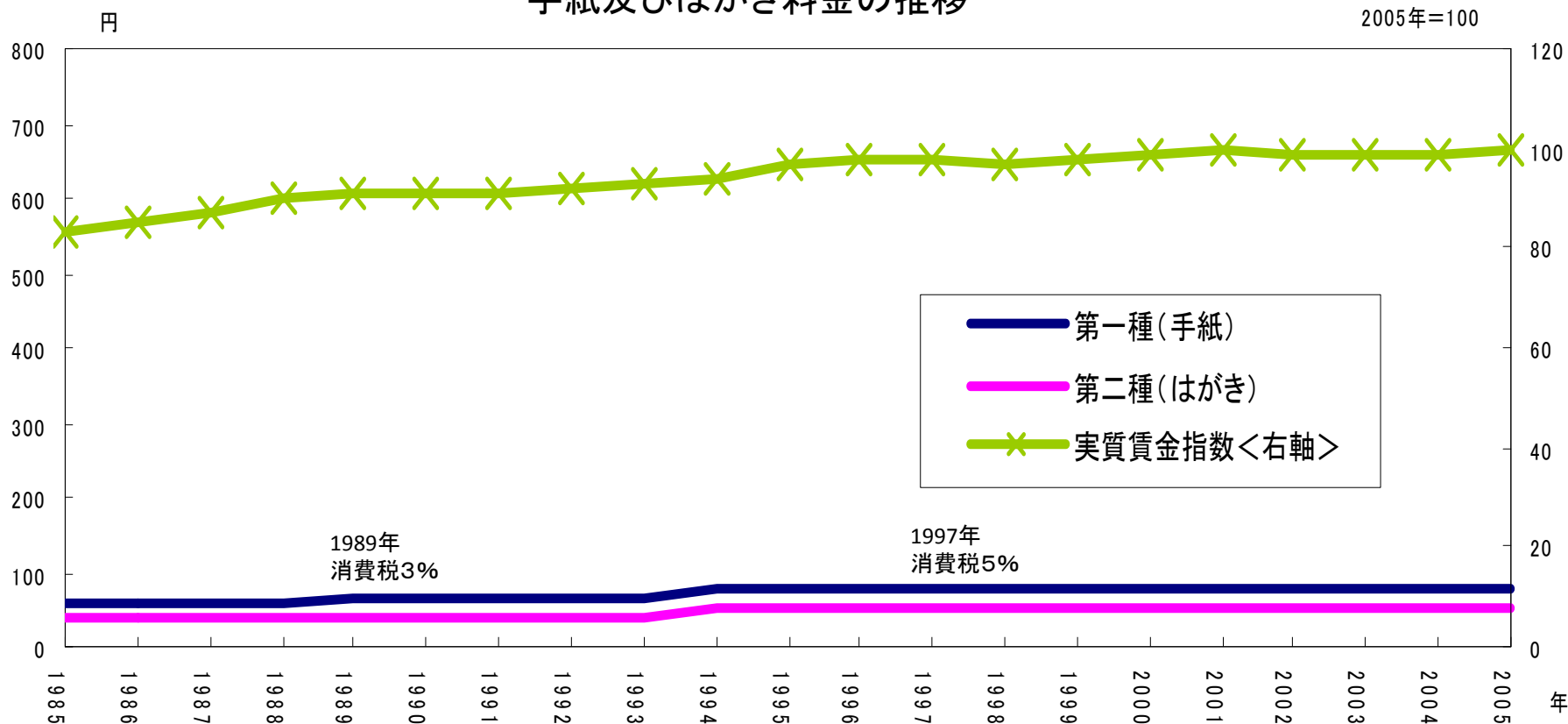
- 郵便料金は、「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ適正な利潤を含むものであること」が求められている。
（郵便法第67条第2項第1号）
- 第一種郵便物（書状等）のうち最軽量（25g以下）の場合については、80円以下の料金とされている。
（郵便法第67条第2項第3号、郵便法施行規則第23条）
- また、郵便書簡（現行60円）及び郵便はがき（現行50円）の料金の額については、定型郵便物の額のうち最も低いもの（現行80円）より低いものであることとされている。
（郵便法第67条第2項第4号）

運用一【料金②】郵便料金の推移一

■ 1985年(昭和60年)以降、手紙及びはがきの料金値上げは2回 のみ。

➤ 手紙・はがきについては、1989年(平成元年)に消費税が導入された際には消費税分の値上げ(手紙60円→62円、はがき40円→41円)、1994年(平成6年)にはそれぞれ十数円の値上げ(手紙62円→80円、はがき41円→50円)が行われた。

手紙及びはがき料金の推移



(注) 第一種(手紙)は定形郵便物25gまでの料金

運用一【配達①】配達に関する施策の変遷一

昭和
22年

送達速度

配達頻度

配達範囲

■ 郵便規則第73条「あて所配達」(例外も規定)

25年
26年

■ 大・中都市の集配施設に自動車を順次配備。普通郵便局の集配用として、スクーター・軽自動三輪車など軽自動車両が順次配備

■ 普通集配局100局、特定集配局120局で日曜配達休止を試行
→国会、地方公共団体及び利用者からの反対により、半年で取りやめ

東京中央局における郵便送達日数表
(平成11年公表)

40年

■ 神田局で日曜配達休止を試行

43年

■ 郵便番号制の実施、自動読取区分機が東京中央郵便局で始動開始→平成10年郵便番号7桁化

■ 日曜配達休止を本実施

45年

■ 郵政審議会答申
「郵便の送達速度の安定を図ること」
「一定の時刻までに引受けられた郵便物は所定の日時には確実に配達すべきであって、標準送達速度を確立することが望ましい」

46年

■ 郵便物標準送達所要日数表を公表。対象は「手紙・はがき」

59年

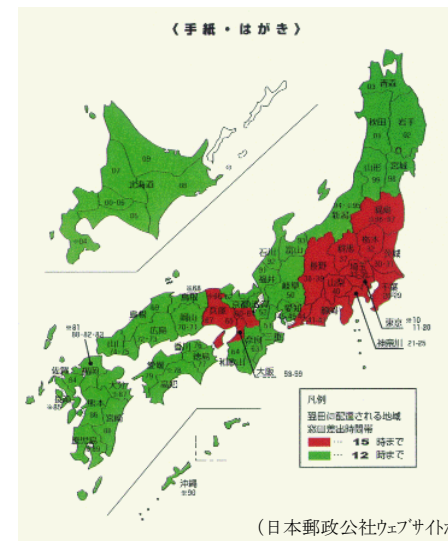
■ 郵便輸送の改善を実施(鉄道中心→自動車・航空機中心)
「同一府県あては翌日配達、同一府県あて以外は可能な限り翌日配達」の体制整備に伴い、「速達」「小包」についても日数表公表

61年

■ 鉄道輸送線路は廃止し、自動車・航空機輸送への切替
全種の郵便物について、「翌日配達困難な地域あては原則として翌々日配達」の体制整備に伴い、「大型」についても日数表公表

平成
11年

■ 利用者ニーズに応えるため、「小包」「速達」「速達小包」については時間帯まで公表



(日本郵政公社ウェブサイトから引用)

平成15年 公社化 (郵便法第75条の6(業務方法書)、郵便法施行規則第24条(業務方法書の認可基準))

■ 原則3日以内に送達

■ 週6日、原則1日1回の配達

■ 全国あまねく戸別配達 (例外は郵便約款に規定)

(■ 中期経営目標における目標値:全国平均97.0%以上、17年度末実績97.3%(15~17年度平均))

平成19年 民営化 (改正郵便法第70条(郵便業務管理規程)、改正郵便法施行規則第30条(郵便業務管理規程の認可基準))

■ 原則3日以内に送達

■ 週6日、原則1日1回の配達

■ 全国あまねく戸別配達 (同上)

運用一【配達②】配達日数一

○配達日数表（郵便事業(株)において公表）

差出地からあて地へ何日で郵便物が届くかを郵便物の種類別に公表

【例】東京都千代田区→ 大阪府大阪市中央区
〒100-0013(銀座支店) 〒540-0008(大阪東支店)

郵便物の種類	午前に差し出し	午後に差し出し
手紙・はがき	翌日	翌日
大型郵便物	翌日	翌日
手紙・はがき・大型郵便物速達	翌日午前	翌日午前
ゆうパック	翌日午前	翌日午前

東京都千代田区→ 北海道札幌市中央区
〒100-0013(銀座支店) 〒060-0041(札幌支店)

郵便物の種類	午前に差し出し	午後に差し出し
手紙・はがき	翌日	翌々日
大型郵便物	翌日	翌々日
手紙・はがき・大型郵便物速達	翌日午前	翌日午前
ゆうパック	翌々日午前	翌々日午前

(注)上記の郵便物の種類の他にも、ゆうパック(速達)やゆうメール等についても公表している。

○平均送達日数達成率（郵便事業(株)において公表）

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
全国平均	97.5%	97.2%	97.3%	97.3%	97.8%
同一都道府県あての場合	98.1%	97.8%	98.0%	98.1%	98.3%
隣接都道府県あての場合	97.2%	96.5%	96.6%	96.5%	97.0%
その他の都道府県あての場合	96.8%	96.5%	96.5%	96.4%	97.4%

郵便法の範囲内であるサービス①ー司法手続等により制度化されている特殊取扱

- 郵便の送達は一般に無記録で行われるが、特別な取扱いとして、郵便物の引受け及び配達/交付等を記録し、証明する等のサービスが提供されている。
- このうち、以下の5種類は、郵政民営化後においても郵便事業株式会社にその取扱いが法律で義務付けられている。

特殊取扱	サービスの概要	司法手続等により制度化の概略
書留 (明治5年制度創設)	・引受から配達に至るまでを記録し、亡失等の場合には賠償する取扱い ・郵便法第44・45条、内国郵便約款第109～114条 ・料金：420円	・引受時刻証明等以下の4つの特別取扱いは、書留とする必要がある。 ・送達すべき者が不在等のため、交付送達できない場合に、その住所あて書留を送付することにより、送達があったものとみなすとされている。〈民事訴訟法第107条〉
引受時刻証明 (明治41年制度創設)	・郵便物の表面及び受領証に引受時刻を記載する取扱い ・郵便法第44・46条、現行内国郵便約款第115・116条 ・料金：300円	鉱業権の設定を受けようとする場合、引受時刻証明の取扱いとする郵便物等により出願することとされている。〈鉱業法第21条第2項〉
配達証明 (明治25年制度創設)	・郵便物を配達/交付したときに、差出人に配達証明書を送付する取扱い ・郵便法第44・47条、現行内国郵便約款第117～119条 ・料金：(差出しの際) 300円、(差出後) 420円	警察本部長が反則金の納付に関する通告書を送付する場合、配達証明郵便等により行う 〈道路交通法施行令第47条第3項〉
内容証明 (明治43年制度創設)	・郵便物の文書の内容を証明する取扱い。郵便局で謄本の1通を保存し(期間は5年)、その期間内は閲覧が可能 ・郵便法第44・48条、現行内国郵便約款第120～130条 ・料金：(謄本1枚) 420円、(1枚増すごとに) 250円増	国税の法定納期限以前に設定された質権は国税に優先することとされており、その証明は郵便法の内容証明を受けた証書等によらなければならない 〈国税徴収法第15条第2項〉
特別送達 (明治24年制度創設)	・裁判所から差し出された判決書等を送達したときに、差出人に郵便送達報告書を送付する取扱い ・郵便法第44・49条、現行内国郵便約款第131～133条 ・料金：540円	特別送達の送達については、受取人の住所に配達する方法に加えて、出会送達及び差置送達等が規定されている 〈民事訴訟法第103～106条、第109条〉

(注) 郵政民営化後、内容証明及び特別送達については、総務大臣により任命される郵便認証司が認証事務を取り扱う。

郵便法の範囲内であるサービス②ー国際郵便（その１）

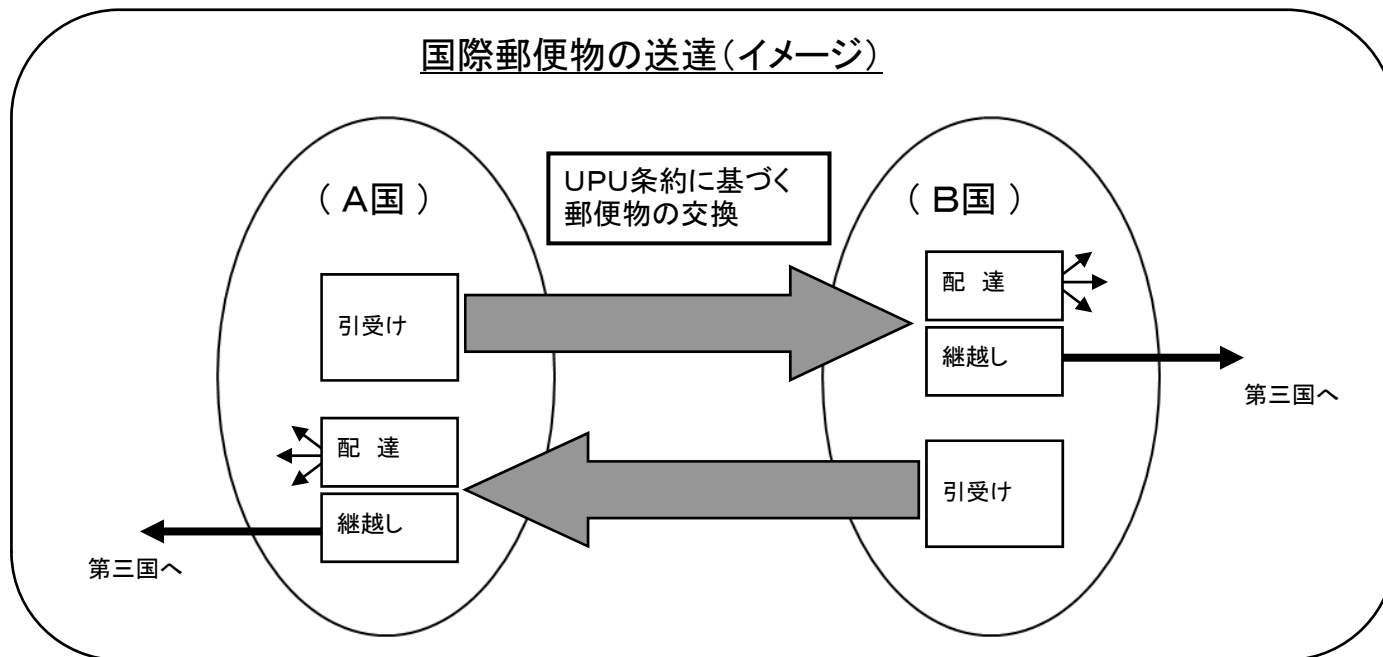
（１）国際郵便とは

国際郵便は、万国郵便連合（UPU）条約[※]に基づき、国際間で交換されている。

UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ UPUは、郵便業務の効率的運営によって諸国民間の通信連絡を増進し、かつ、文化、社会及び経済の分野における国際協力という目的の達成に貢献するために、1874年（明治7年）に設立された国連の専門機関（加盟：191カ国・地域）。我が国は1877年（明治10年）に加盟。

UPU条約とは、万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及びその施行規則を総称する。



郵便法の範囲内であるサービス②ー国際郵便（その2）

(2) 国際郵便の実施者

UPU加盟国においては、UPU条約上の義務を各国の「郵政庁」（我が国では、総務省及び郵便事業株式会社）が責任を持って遂行し、国際郵便を実施。

近年、郵便事業に関し、国（監督機関）と事業の経営主体を分離する国が増えているが、UPU条約に基づく国際郵便は、各加盟国政府によって指定された郵便事業体とその経営形態の如何にかかわらず実施しているところである。

【参考例】

英国：ロイヤル・メール（旧コンシグニア）、米国：USPS、ドイツ：ドイツ・ポスト、ニュー・ジーランド：ニュー・ジーランド・ポスト

(3) 国際郵便の業務区分

UPU条約における国際郵便の業務は、次のように分けられる。

業務の区分	義務／任意の別	主な具体的役務
基礎業務 (条約第12条)	義務	通常郵便物、小包郵便物
追加の業務 (条約第13条)	義務	書留、受取通知の返信業務、国際郵便料金受取人払業務の返信業務、国際返信切手券の引換え
	任意	保険付、速達、受取通知、国際郵便料金受取人払業務、国際返信切手券の販売
その他 (条約第14条)	任意	国際スピード郵便(EMS)、電子郵便

(注) 我が国においては、郵便法第68条の規定に基づき、郵便の役務に関する提供条件について、郵便事業株式会社が郵便約款を定め、総務大臣が認可している。

郵便法の範囲内であるサービス②－国際郵便（その３）

（４）小包郵便物（国際）及びEMSについて

国際郵便においては、ユニバーサルサービスの概念は万国郵便条約（UPU条約）第3条第1項に規定されている。ただし、ユニバーサルサービスの具体的な内容については、同条約においては、各国の定義に任せられている（同条2項）。

従って、国際郵便におけるユニバーサルサービスは、郵便法第1条及び郵便法第11条により規定されていると解することができる。

従来より、小包郵便物（国際）及びEMSについては、郵便法第1条に規定された「郵便」の一つとして考えられている。

○万国郵便条約

第3条 普遍的な郵便業務

- 1 加盟国は、連合の単一の郵便領域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。
- 2 1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常的手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

○郵便法

第1条（この法律の目的）

この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。

第11条（郵便に関する条約）

郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

郵便法の範囲内であるサービス③ー郵便の範囲を信書に限定しないこと

(1) 信書・非信書の区分

我が国の信書・非信書の区分は、文書の内容に応じて判断されるものであり、差出人による適切な判断が前提となるが、その区分が適切に行われているかは外形だけでは不明な場合がある。

そのため、郵便の範囲を信書に限定した場合には、利用者のみならず、事業者にとっても、当該郵便物が郵便の対象かどうか、分かりにくいことになる。

(2) 第三種、第四種郵便物の扱い

現在は、第三種郵便物(定期刊行物)及び第四種郵便物(点字郵便物、通信教育等)は郵便の対象とされているが、郵便の対象を信書に限定した場合は、これらの第三種郵便物及び第四種郵便物の一部が概念上対象外となるという問題が生じる。

(3) 利用者利便の低下

現在、郵便法等で規定されているユニバーサルサービスの範囲が、信書の送達に限定されることになり、利用者利便の確保の観点から問題を生じる。(なお、世界的にも、EU指令では郵便のユニバーサルサービスの範囲は「2kg以下の書状、新聞、雑誌、10kg以下の郵便小包等」とされているなど、ユニバーサルサービスの範囲が「書状」あるいは「信書」に限定されている国はないところ。)

郵便法の範囲外であるサービス①ー荷物（小包）について

(1) 荷物(小包)をユニバーサルサービスの対象から外している理由

郵便事業株式会社においては、通常郵便物が減少する中、健全経営を確保するために、荷物(小包)分野での事業拡大に努めており、ゆうパック等の荷物のシェア拡大に取り組んでいるところである。**一部の宅配便事業者は既に全国集配ネットワークを概ね完成している実情**を踏まえると、これら事業者との競争上、郵便事業株式会社が荷物(小包)の全国サービスを実施しなくなることは想定しがたい。また、**宅配便市場における郵便事業株式会社の荷物(小包)のシェアは、平成19年度で約8%**である。

むしろ、荷物(小包)をユニバーサルサービス義務の対象から外すのは、民間とのイコールフットイングを確保した上で、民営化後の郵便事業株式会社の経営の自由度を拡大し、また、公正な競争を更に促進することによって一層のサービス改善等が図られ、国民の利便性が向上するという効果を期待したものである。

(2) ゆうパックと国内宅配便との比較

民間宅配便会社、郵便事業会社とも、自社の営業所のほか、全国のコンビニエンスストアにおける引受、また、集荷等を実施している。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
民間宅配便	275,136	283,446	287,404	292,784	293,919	298,988
ゆうパック	16,573	18,218	21,469	24,663	26,795	27,171

(注1) 日本郵政公社ディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等より作成

(注2) 民間宅配便の数には、各年度ともゆうパックの数を含んでいない

郵便法の範囲外であるサービス②ー速達、代金引換、年賀特別郵便について

(1) 速達がユニバーサルサービスの対象外とされている理由

今日、多くの郵便物が3日以内に送達されるとともに、即時性が求められる通信については、文書の送付を要するものであっても電子メールの普及により文書データを瞬時にかつ容易に送付することが可能な状況となっており、速達の意義は低下していることから、郵便事業株式会社の経営の自由度を拡大するため、速達に相当する役務を提供するかどうかは会社の任意とし、ユニバーサルサービスの範囲外としてきたところである。

(2) 代金引換がユニバーサルサービスの対象外とされている理由

代金引換の取扱いは、そのニーズの多くが小包(信書以外のもの)に係るものであり、先般、小包については郵便の範囲外と整理されたところである。また、民間宅配便業者においても代金引換に類するサービスを提供しており、加えて既に多様な代金決済手段が十分に普及している状況にある。こうした事情から、郵便事業株式会社の経営の自由度を拡大するため、代金引換に相当する役務を提供するかどうかは会社の任意とし、ユニバーサルサービスの範囲外としてきたところである。

(3) 年賀特別郵便がユニバーサルサービスの対象外とされている理由

年賀特別郵便は、年内の一定期間に差し出された年賀状を、翌年1月1日の最先便から配達するサービスである。年賀特別郵便物については、国民生活に密着したものではあるが、特に他の法制度で利用されているものではなく、法律上義務づける必然性に乏しいので、郵便事業株式会社の経営の自由度を拡大するため、年賀特別郵便に相当する役務を提供するかどうかは会社の任意とし、ユニバーサルサービスの範囲外としてきたところである。

ユニバーサルサービスの範囲・水準に関する検討事項（案）

ユニバーサルサービスの範囲

■ 任意サービス（速達等）の扱い

郵政民営化の際の見直しにより、荷物（小包）、特殊取扱のうち速達、代金引換及び年賀特別郵便は任意で行うサービスと整理された。

・任意サービスについては、郵便法により提供義務が課されていない以上、全国で提供していてもユニバーサルサービスの対象外として良いか。（国民利用者にとっては、既に、ユニバーサルサービスとして提供されるものとしての意識が浸透している。特に、年賀郵便は、国民利用者の慣習として深く根付いている。）

■ 信書以外の郵便の扱い

郵便物に信書以外（荷物）を入れて送達することも可能であるが、郵便のユニバーサルサービスの範囲は、このような信書以外の送達も含めると整理が良いか。

ユニバーサルサービスの水準

■ 利用者が必要とする範囲の水準

信書の送達について、現在、郵便は、事実上、独占的な状態にあり、また、郵便事業(株)は黒字経営である中、郵便法の規定を上回る水準のサービスが提供されている。

■ 料金水準の在り方

全国均一料金として、25グラム以下の第一種郵便物は80円を超えないことが規定されているが、全国均一料金とすべきサービスの範囲はどうすべきか。

今後、利用者の意見も踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲・水準の検討を行う。

ユニバーサルサービスの範囲を考える上での視点（案）

視点

- ①サービスの国民・利用者への浸透度合いはどうか。
- ②他の事業体が提供するサービスとの代替性はあるか。
郵便の特性…現物性（証拠性）、儀礼性
競合サービス…宅配便、電気通信（固定電話、携帯電話）、eメール
- ③セーフティネットとして機能するか。
他のメディアが、相互のセーフティネットとして存在することが必要
- ④特定の社会政策を実現するためのサービスであるか。

	浸透度合いが高いか	代替性がないか （基本的になければ◎）	セーフティネットとして機能するか	特定の社会政策からの必要性があるか
第一種	◎	◎ 信書性、現物性の観点からメール便や電気通信が代替はし難い	○ 電気通信のような即時性はない、小型であれば宅配便と同等のサービス可能	—
第二種	◎	◎（同上）	○（同上）	—
第三種	◎	△ 一部は信書に該当せず、メール便で代替可能	○	◎
第四種	○	△（同上）	○	◎
特殊 義務 書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達	◎	◎ 証拠能力、利用実態の観点から代替可能なメディアはない	—	◎
特殊 特任速達	○	△ 現物性を除けば電気通信による代替可能	△	—
特殊 代金引換	○	× 基本的に貨物に付随するサービス	△	—
意 年賀	◎	△	—	—
国際郵便	◎	◎	○	—

* ユニバーサルサービスとしての必要性が高い◎ ← → × ユニバーサルサービスとしての必要性が低い

ユニバーサルサービスの水準を考える上での視点（案）

視点

- ① 国内の同じような機能を有するサービスとの比較において適当な水準かどうか。
メール便、電気通信（固定電話、携帯電話、eメール）
- ② 外国の郵便事業体のサービス水準と比較して適当な水準か。
- ③ 料金については、他のサービスや物価水準との比較して適当な水準か。
- ④ サービスの国民・利用者のニーズに合致しているか。

		法令に基づく基準	会社における運用	視点	
				同種サービス 【メール便の例】	外国郵便事業体 (例)
引受		ポスト…郵政公社設立時の数 (18.6万本)を維持 郵便窓口(局)…あまねく全国に おいて利用できることを旨として 設置(過疎地については民営化 の際の水準を維持)	ポスト…19.2万本 郵便窓口(局)…24,540局 (一時閉鎖局を含む) (いずれも19年度末)	営業所(約1.2万)のほ か、コンビニエンスス トアで引受窓口を設置	【英国】 95%以上の国民から5km 以内に郵便局、99%以上 の国民から500m以内に ポストを設置
配達	頻度	週6日、原則1日1回	同左		【英国】 週6日集配
	送達 日数	差し出しの翌日から原則3日以内	東京都千代田区→大阪府 大阪市 翌日配達 東京地千代田区→北海道 札幌市 翌々日配達	発地より600km内…翌々 日配達 発地より600km以上… 翌々日配達 (別料金により速達扱い もあり)	93%以上翌日配達 【ドイツ】 週6日集配 80%以上翌日配達
料金		・全国均一料金 ・定率又は定額 ・第一種(25g以下) 80円以下 ・郵便葉書、郵便書簡は第一種 (25g)よりも低い額	・全国均一料金 ・定率又は定額 ・第一種(25g以下) 80円 (従量制) ・郵便葉書50円、郵便書簡 60円	・全国均一料金 ・定率又は定額 ・A4版 80円(厚さ1cmま で)	・全国均一料金 ・定率又は定額 ・封書 米:0.41ドル(41円) 英:0.34ポンド(69円) 仏:0.54ユーロ(86円)

(参考1) 第三種及び第四種郵便物について

(1) 第三種郵便物とは

新聞、雑誌など年4回以上定期的に発行する刊行物で、郵便事業株式会社の承認を受けたものを内容とするもの。

国民文化の普及向上に貢献すると認められる定期刊行物の郵送料を安くして、購読者の負担の軽減を図ることにより、その入手を容易にし、社会文化の発展に資するという趣旨で設けられている。

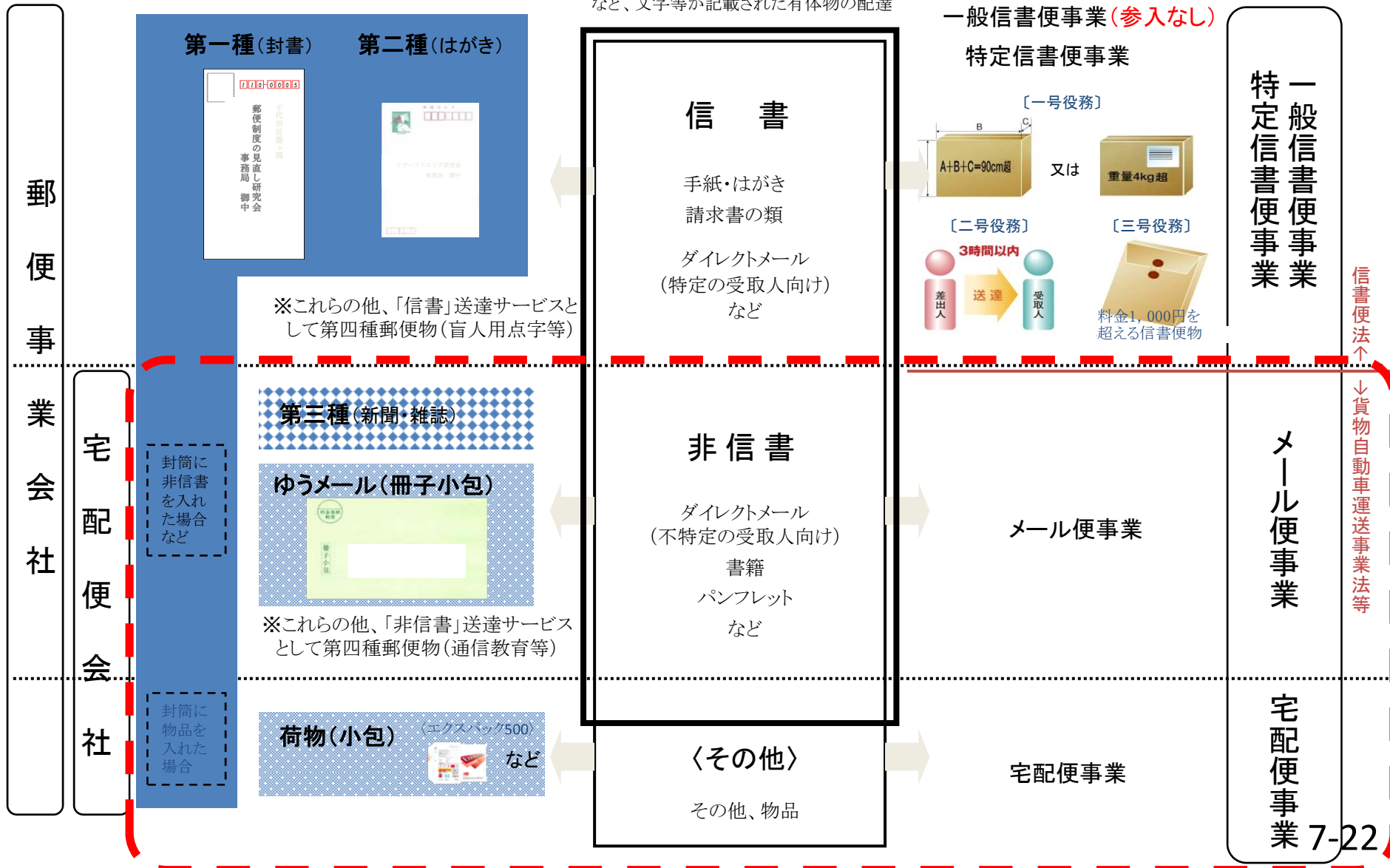
山間部や離島等における日刊新聞の個別配達の確保等も含めた社会文化の発展に資するものであり、現在でも相当程度の利用がある。

(2) 第四種郵便物とは

公共の福祉の増進を目的として、郵便料金を低料金又は無料としているもの。通信教育用郵便物、点字郵便物、特定録音物等郵便物、植物種子等郵便物、学術刊行物郵便物がある。

第四種郵便物のうち、通信教育は教育・学習の機会の拡大や生涯学習の振興、点字・盲人用録音物等は社会的弱者に対する福祉政策、農産種苗は農業生産の振興、学術刊行物は学術情報の流通促進による学術研究の振興といった政策目的の実現に寄与するものであり、現在でも相当程度の利用がある。

(参考2) 貨物に関する競争イメージ



(参考3) ユニバーサルサービスの範囲と会計分離について

- 「役務別コストの整理の在り方に関するワーキンググループ」において、目的内業務と目的外業務の会計分離の在り方を検討。



- ユニバーサルサービスの範囲に関する検討を踏まえ、更に、目的内業務のうちユニバーサルサービスの範囲内と、範囲外の会計分離の在り方を検討。

参考 諸外国における郵便分野の会計制度の例

EU(欧州連合)

郵便サービスに関するEU指令(97/67/EC, 2002/39/EC, 第14条ほか)

- ーユニバーサル・サービス事業者の独占範囲がある場合、「独占範囲」(重量50g以下かつ基本料金2.5倍以内)と「非独占範囲」との会計区分
- ー非独占範囲のサービスについても、**ユニバーサル・サービス範囲内と、範囲外との会計区分**
- ーその他、独占範囲からの内部相互補助の原則禁止、共通費用の配賦ルールの規定、独立監査人による会計監査等の規定

イギリス

ロイヤル・メール免許状(第15条)

- ー一次の4つに会計分離:「政府の免許対象範囲の各サービス(=350g・1ポンドまで)」「免許対象範囲外だが**ユニバーサル・サービス**(=2kgまで)**内の各サービス**」「免許対象範囲外で**ユニバーサル・サービスでもない各サービス**」「郵便物送達以外のサービス」